

# 目黒区介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱

平成28年4月1日付け目健介第552号決定

平成29年10月31日付け目健介第3719号一部改正

平成29年12月6日付け目健介第4170号一部改正

令和2年4月1日付け目健介第9号一部改正

令和3年3月16日付け目健介第4952号一部改正

令和4年4月1日付け目健介第16号一部改正

令和4年8月1日付け目健介第2161号一部改正

令和6年4月1日付け目健介第5903号一部改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるものほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事業者の指定等)

第2条 区長は、省令第140条の63の5第4項の厚生労働大臣が定める様式により、法第115条の45の5第1項の規定による申請があった場合において、当該申請内容を審査し、法第115条の45の3第1項の指定(以下「指定」という。)を行うことを決定したときは指定通知書(別記第1号様式)により、又は指定を行わないことを決定したときは指定不承認通知書(別記第2号様式)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、目黒区暴力団排除条例(平成24年3月目黒区条例第3号)第2条第1号から第3号までに掲げる者については、指定を行わないものとする。
- 3 指定の有効期間は、当該指定をした日から起算して6年とする。ただし、区長が必要があると認める場合はこの限りでない。

## (指定の更新等)

第3条 法第115条の45の6の規定による指定の更新（以下「指定の更新」という。）をしようとする者は、指定の有効期間の満了日の2月前又は区長が別に定める日までに、省令第140条の63の5第4項の厚生労働大臣が定める様式に、必要書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- 2 前条第1項の規定は、指定の更新について準用する。
- 3 指定の更新の有効期間は、当該指定の更新をした日から起算して6年とする。ただし、区長が必要があると認める場合はこの限りでない。

（指定の掲示）

第4条 指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（変更の届出等）

第5条 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、省令第140条の62の3第3項の厚生労働大臣が定める様式を当該変更のあった日から10日以内に区長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、指定に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、省令第140条の62の3第3項の厚生労働大臣が定める様式をその廃止又は休止の日の1月前までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により事業を休止している指定事業者は、当該事業を再開した場合は、省令第140条の62の3第3項の厚生労働大臣が定める様式を当該事業を再開した日から10日以内に区長へ提出しなければならない。
- 4 指定事業者は、第2項の規定により事業の廃止又は休止の届出をした場合は、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降において引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、便宜の提供を行うとともに、他の指定事業者その他関係者との連絡調整を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第6条 区長は法第115条の45の9の規定により、指定を取り消した場合又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合は、指定取消・停止通知書（別記第3号様式）により、当該指定事業者にその旨通知するものとする。

(関係機関等への情報提供)

第7条 区長は指定事業者について第2条から第6条までの規定による指定の決定等の処分をした場合は、東京都、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定事業者に関する情報のうち、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定に係る申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日、指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日及び指定停止期間
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他区長が必要と認める情報

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関し必要な事項は区長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業における指定等に関し必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

#### 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

(平成29年10月31日付け目健介第3719号)

## 付 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年12月6日付け目健介第4170号)

## 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日付け目健介第9号)

## 付 則

1 この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

(令和3年3月16日付け目健介第4952号)

2 改正前の要綱に定めた様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

## 付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年4月1日付け目健介第16号)

## 付 則

この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

(令和4年8月1日付け目健介第2161号)

## 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年4月1日付け目健介第5903号)